

工事成績評定結果の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項の規定により定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、浦安市が発注する工事の契約者に対して行う工事成績評定の結果を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、請負金額130万円以上で完成した工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、台帳番号、工事名、工事箇所、請負会社名、工種及び工事成績評定点とする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、前条の内容を月単位で取りまとめた後、速やかに公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、紙資料の閲覧とする。

(公表の場所)

第6条 公表の場所は、浦安市役所の10階情報公開室とする。

(公表の時間)

第7条 公表の時間は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(公表の期間)

第8条 公表の期間は、公表をした日から公表した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。